

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオンモール富津
- 2 所在地 富津市青木一丁目5番地1
- 3 建物設置者 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一
- 4 小売業者名 イオン株式会社 ほか（業種：ショッピングモール）
- 5 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前9時

（変更後） 午前7時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時～翌午前0時（一部は午前10時～翌午前0時）

（変更後） 午前6時～翌午前0時（一部は午前9時～翌午前0時）

6 変更年月日 平成24年7月1日

7 処理経過

（1）届出日 平成24年6月27日

（2）公告縦覧期間 平成24年7月13日～平成24年11月13日

（3）説明会 平成24年8月6日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

（1）富津市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年11月21日通知

<理由>

（1）この届出は、開店時刻の変更とそれに伴う駐車場利用可能時間帯の変更で、変更範囲は昼間の範囲内で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

（2）法第8条第1項に規定する富津市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：28,416㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,487台
- 3 駐輪場の収容台数：155台
- 4 荷さばき施設の面積：670㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：198㎡
- 6 開店時刻：午前7時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前6時～翌午前0時  
（一部は午前9時～翌午前0時）
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～翌午前6時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ビッグハウス旭店
- 2 所在地 旭市二字西遊正6017番26ほか
- 3 建物設置者 株式会社タイヨー 代表取締役 森田 剛
- 4 小売業者名 株式会社タイヨー ほか（業種：食料品、日用品ほか）
- 5 変更しようとする事項

## （1）駐車場の収容台数

（変更前） 408台

（変更後） 383台

## （2）駐輪場の位置

## （3）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 266㎡

（変更後） 193㎡

## （4）自動車の出入口の位置

6 変更年月日 平成25年3月18日

## 7 処理経過

- （1）届出日 平成24年7月17日
- （2）公告縦覧期間 平成24年7月31日～平成24年11月31日
- （3）説明会 平成24年8月6日 説明会不要承認

## 8 市町村・住民等の意見

- （1）旭市の意見 あり  
（意見）排水計画等の各許可内容に変更が生じる場合は、各公共施設管理者と協議すること。  
（対応）排水計画等の各許可内容に変更が生じる場合は、各公共施設管理者と協議します。
- （2）住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年12月27日通知

&lt;理由&gt;

- （1）この届出は、3棟を2棟へ変更し届出不要範囲の増床を行い、それにともない駐車場台数、出入口の位置、駐輪場の位置、荷さばき施設の面積と位置の

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：4, 143㎡
- 2 駐車場の収容台数：383台
- 3 駐輪場の収容台数：142台
- 4 荷さばき施設の面積：193㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：143㎡
- 6 開店時刻：午前8時  
閉店時刻：翌午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前7時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：9か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前4時～午後9時30分

変更を行うもので、駐車場台数は過去の利用実績を上回る台数が確保され、また、荷さばき施設は2棟それぞれに確保されており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

(2) 法第8条第1項に基づく旭市からの意見については適正に対応していること及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

(3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオンモール銚子
- 2 所在地 銚子市三崎町二丁目2609番4ほか
- 3 建物設置者 イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社 ほか（業種：総合店 ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 （変更前） 午前9時（イオンリテール（株）以外は午前10時）（年間1日は午前5時）  
 （変更後） 午前7時（年間1日は午前5時）
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前） 午前8時～翌午前0時（年間1日は午前4時30分～翌午前0時）  
 （変更後） 午前6時～翌午前0時（年間1日は午前4時30分～翌午前0時）
- 6 変更年月日 平成24年7月1日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成24年6月29日
  - (2) 公告縦覧期間 平成24年7月20日～平成24年11月20日
  - (3) 説明会 平成24年7月13日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 銚子市の意見 あり  
 病院が駐車場に近接しており、近隣住民等から騒音の苦情があった場合は、速やかに対応すること。  
 （対応） 近隣住民等から騒音の苦情があった場合は、速やかに対応いたします。
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年1月7日通知  
 <理由>

- (1) この届出は、開店時刻を午前9時から午前7時に繰り上げるもので、通学路については安全対策等が適切に対応され、また、騒音等も指針値を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する銚子市の意見については適切に対応していること、同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：33,100㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,999台
- 3 駐輪場の収容台数：285台
- 4 荷さばき施設の面積：872㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：39m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前7時  
 （年1日は午前5時）  
 閉店時刻：午後11時  
 イオンリテール（株）以外は午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前6時～翌午前0時  
 （年間1日は午前4時30分～翌午前0時）
- 8 駐車場の出入口の数：12か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
 午前6時～翌午前6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 スカイプラザユーカリが丘
- 2 所在地 佐倉市ユーカリが丘四丁目1番地1
- 3 建物設置者 山万株式会社 代表取締役 嶋田 哲夫
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社 ほか（業種：総合店 ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 （変更前） 午前8時  
 （変更後） 午前7時
  - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前） 午前7時30分～翌午前1時  
 （変更後） 午前6時～翌午前1時
- 6 変更年月日 平成24年7月1日
- 7 処理経過
  - （1）届出日 平成24年6月25日
  - （2）公告縦覧期間 平成24年7月13日～平成24年11月13日
  - （3）説明会 平成24年7月9日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - （1）佐倉市の意見 なし
  - （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成24年11月26日通知

<理由>

- （1）この届出は、営業の開始時間を1時間繰り上げることに伴うもので、等価騒音予測結果は全ての地点で基準以下となっており、騒音等周辺環境への影響は少ないこと。
- （2）法第8条第1項に規定する佐倉市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

1	店舗面積：16,827㎡
2	駐車場の収容台数：878台
3	駐輪場の収容台数：210台
4	荷さばき施設の面積：181㎡
5	廃棄物等の保管施設の容量：88㎡
6	開店時刻：午前7時 閉店時刻：午後11時
7	駐車場利用可能時間帯： 午前6時～翌午前1時
8	駐車場の出入口の数：4か所
9	荷さばき可能時間帯： 午前6時～午後8時30分

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 五井駅東ショッピングセンター
- 2 所在地 市原市更級四丁目1番地11ほか
- 3 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋 裕雅
- 4 小売業者名 株式会社ケーズホールディングスほか（業種：家庭電化製品専門店ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 荷さばき施設の位置
  - (2) 廃棄物保管施設の位置
- 6 変更年月日 平成24年7月13日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成24年6月22日
  - (2) 公告縦覧期間 平成24年7月13日～平成24年11月13日
  - (3) 説明会 平成24年7月12日 軽微変更承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 市原市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成24年11月27日通知

<理由>

- (1) この届出は、荷さばき施設と廃棄物保管施設の位置の変更で、それに伴う騒音予測をした結果、各地点とも基準値以内であるため、周辺環境に与える影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市原市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：8,454㎡
- 2 駐車場の収容台数：443台
- 3 駐輪場の収容台数：345台
- 4 荷さばき施設の面積：196㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：64㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後9時  
(精文館書店は翌午前10時)
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～翌午前9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ウェルシア薬局市原国分寺台店
- 2 所在地 市原市南国分寺台四丁目1番地1ほか
- 3 建物設置者 有限会社ア・ストーン 代表取締役 石川 忠博
- 4 小売業者名 ウェルシア関東株式会社（業種：医薬品専門店）
- 5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時間
  - （変更前） 午後9時
  - （変更後） 午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - （変更前） 午前9時30分～午後9時30分
  - （変更後） 午前9時30分～午後10時
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - （変更前） 午前10時～午後3時30分
  - （変更後） 午前6時～午後10時

6 変更年月日 平成24年8月1日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成24年6月28日
- (2) 公告縦覧期間 平成24年7月13日～平成24年11月13日
- (3) 説明会 平成24年7月23日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

- (1) 市原市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成24年11月22日通知

<理由>

- (1) この届出は、閉店時刻の変更及びそれに伴う駐車場利用時間の変更並びに荷さばきを行うことができる時間帯の変更で、夜間の時間帯に係る変更はなく、騒音予測においても基準値を下回っており、周辺環境に与える影響は少ないこと。
- (2) 法第8条第1項に規定する市原市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

1	店舗面積：2,584㎡
2	駐車場の収容台数：103台
3	駐輪場の収容台数：15台
4	荷さばき施設の面積：53㎡
5	廃棄物等の保管施設の容量：26㎡
6	開店時刻：午前10時 閉店時刻：午後9時45分
7	駐車場利用可能時間帯： 午前9時30分～午後10時
8	駐車場の出入口の数：6か所
9	荷さばき可能時間帯： 午前6時～午後10時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ピアザ松戸
- 2 所在地 松戸市松戸1230番1
- 3 建物設置者 有限会社東進商興 代表取締役 姜 桂寛
- 4 小売業者名 ブックオフコーポレーション株式会社 ほか（業種：書籍専門店 ほか）
- 5 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後8時

（変更後） 翌午前9時

- 6 変更年月日 平成24年8月1日

## 7 処理経過

- （1）届出日 平成24年7月9日
- （2）公告縦覧期間 平成24年7月27日～平成24年11月27日
- （3）説明会 平成24年7月25日（水）午後6時  
平成24年7月31日（火）午後5時

## 8 市町村・住民等の意見

- （1）松戸市の意見 あり
- （2）住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年12月11日通知

<理由>

- （1）この変更届出は、24時間営業をするための閉店時刻の変更で、一部予測地点において夜間騒音レベルの最大値が規制基準値を上回るものの、保全対象側である直近住居外壁では規制基準値を下回り、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する松戸市からの意見については、適切に対応されていること及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：7,822㎡
- 2 駐車場の収容台数：0台
- 3 駐輪場の収容台数：0台
- 4 荷さばき施設の面積：37㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：36㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：翌午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
なし
- 8 駐車場の出入口の数：なし
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時



## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田千葉ニュータウン店
- 2 所在地 印西市牧の原二丁目1番 ほか
- 3 建物設置者 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎 健一郎
- 4 小売業者名 株式会社ジョイフル本田 ほか（業種：住・生活関連用品専門店 ほか）
- 5 変更しようとする事項

## （1）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 1, 777 m<sup>2</sup>（変更後） 1, 841 m<sup>2</sup>

## （2）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 362 m<sup>3</sup>（変更後） 421 m<sup>3</sup>

- 6 変更年月日 平成25年3月4日

## 7 処理経過

- （1）届出日 平成24年7月3日
- （2）公告縦覧期間 平成24年7月20日～平成24年11月20日
- （3）説明会 平成24年7月23日 軽微変更承認

## 8 市町村・住民等の意見

- （1）印西市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年12月13日通知

## &lt;理由&gt;

- （1）この届出は、荷さばき施設と廃棄物保管施設の位置等の変更で、周辺に住居がなく、夜間の荷さばきは行わず、騒音予測の結果が基準値を下回ることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する印西市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- （3）千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：46, 723 m<sup>2</sup>
- 2 駐車場の収容台数：3, 037台
- 3 駐輪場の収容台数：215台
- 4 荷さばき施設的面積：1, 841 m<sup>2</sup>
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：421 m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前9時（テナント棟のみ  
年間2日は午前6時）  
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後9時30分  
（テナント棟駐車場は年間2日は午前5時30分～午後9時30分）
- 8 駐車場の出入口の数：9か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後9時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオンモール千葉ニュータウン
- 2 所在地 印西市中央北三丁目1番1 ほか
- 3 建物設置者 株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 吉田 実 ほか
- 4 小売業者名 イオン株式会社 ほか（業種：総合店 ほか）
- 5 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時 (イオン(株)のみ年間60日は午前8時)

(変更後) 午前7時

(2) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～翌午前0時(年間60日は午前7時30分)

(変更後) 午前6時～翌午前0時

- 6 変更年月日 平成24年7月1日

## 7 処理経過

- (1) 届出日 平成24年6月27日
- (2) 公告縦覧期間 平成24年7月13日～平成24年11月13日
- (3) 説明会 平成24年7月11日 説明会不要承認

## 8 市町村・住民等の意見

- (1) 印西市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年12月3日通知

## &lt;理由&gt;

- (1) この届出は、営業開始時間の2時間繰上げ及びそれに伴う駐車場の利用時間の変更で、騒音の予測結果も全ての地点で基準値以下となっており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいこと。
- (2) 法第8条第1項に規定する印西市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：47,000㎡
- 2 駐車場の収容台数：3,500台
- 3 駐輪場の収容台数：1,803台
- 4 荷さばき施設の面積：699㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：460m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前7時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前6時～翌午前0時
- 8 駐車場の出入口の数：16
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前5時～翌午前5時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオン市川妙典店
- 2 所在地 市川市妙典五丁目103番地2ほか
- 3 建物設置者 株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 篠田 喜義
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社 ほか（業種：総合店 ほか）
- 5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
  - （変更前） 午前8時
  - （変更後） 午前7時
- (2) 駐車場を利用することができる時間帯
  - （変更前） 午前7時～翌午前1時
  - （変更後） 午前6時～翌午前1時
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - （変更前） 午前6時30分～午後10時
  - （変更後） 午前6時～午後10時

6 変更年月日 平成24年6月15日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成24年6月13日
- (2) 公告縦覧期間 平成24年6月26日～平成24年10月26日
- (3) 説明会 平成24年7月2日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

- (1) 市川市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成24年11月6日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻の繰り上げ、それに伴う駐車場利用時間の変更及び荷さばき施設の利用時間の変更であり、交通及び騒音等への新たな影響は軽微であること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

1	店舗面積：19,151㎡
2	駐車場の収容台数：717台
3	駐輪場の収容台数：645台
4	荷さばき施設の面積：855㎡
5	廃棄物等の保管施設の容量：199.6m <sup>3</sup>
6	開店時刻：午前7時 閉店時刻：午後11時
7	駐車場利用可能時間帯： 午前6時～翌午前1時
8	駐車場の出入口の数：3か所
9	荷さばき可能時間帯： 午前6時～午後10時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ピコティ東館
- 2 所在地 松戸市小金字天王脇1番地
- 3 建物設置者 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋 雅弘 ほか
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社 ほか（業種：総合店 ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
（変更前） 午前9時（年間60日は午前8時）  
（変更後） 午前7時
  - （2）駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前） 午前8時～翌午前0時（地下駐車場：年間60日は午前7時30分から）  
（平面駐車場：午後10時まで）  
（変更後） 午前6時～翌午前0時（地下駐車場）  
（平面駐車場：午後10時まで）
- 6 変更年月日 平成24年7月1日
- 7 処理経過
  - （1）届出日 平成24年6月29日
  - （2）公告縦覧期間 平成24年7月20日～平成24年11月20日
  - （3）説明会 平成24年7月25日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - （1）松戸市の意見 なし
  - （2）住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年11月22日通知

<理由>

- （1）この届出は、開店時刻の繰り上げ、それに伴う駐車場利用時間の変更及び荷さばき施設の利用時間の変更であり、交通及び騒音等、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：11,628㎡
- 2 駐車場の収容台数：206台
- 3 駐輪場の収容台数：450台
- 4 荷さばき施設の面積：88㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：116㎡
- 6 開店時刻：午前7時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前6時～翌午前0時  
（平面駐車場については午後10時まで）
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 成田パークショッピングセンター
- 2 所在地 成田市赤坂二丁目1番地10
- 3 建物設置者 一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 宮奥直輝
- 4 小売業者名 株式会社ボンベルタほか(業種：衣料品、食料品、住居関連ほか)
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置の変更
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (変更前) 午前10時(年間60日は午前9時)  
 (変更後) 午前9時(年間60日は午前8時)
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分～午後9時30分  
 (年間60日は午前8時30分～午後9時30分)  
 (変更後) 午前8時30分～午後9時30分  
 (年間60日は午前7時30分～午後10時30分)
  - (4) 駐車場の出入口の位置と数  
 (変更前) 5か所  
 (変更後) 4か所
- 6 変更年月日
  - (1) 及び(4) 平成20年4月1日
  - (2) 及び(3) 平成24年6月29日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成24年6月28日
  - (2) 公告縦覧期間 平成24年7月20日～平成24年11月20日
  - (3) 説明会 平成24年8月2日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 成田市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：22,339㎡
- 2 駐車場の収容台数：781台
- 3 駐輪場の収容台数：349台
- 4 荷さばき施設の面積：225㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：113m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前9時  
 (年60日は午前8時)  
 閉店時刻：午後9時  
 (年60日は午後10時)
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時30分～午後9時30分  
 (年60日は午前7時30分～午後10時30分)
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
 午前6時～午後5時30分

第2 県の意見

「意見なし」 平成24年12月6日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻（昼間）の1時間の繰上げとそれに伴う駐車場利用時間の延長、及び駐車場の位置の変更と出入口の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく成田市からの意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 成田パークショッピングセンターアネックス
- 2 所在地 成田市赤坂二丁目1番地13ほか
- 3 建物設置者 株式会社ボンベルタ 代表取締役 高橋正晴
- 4 小売業者名 株式会社ボンベルタほか(業種：衣料品、食料品、住居関連ほか)
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置の変更
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (変更前) 午前10時(年間60日は午前9時)  
 (変更後) 午前9時(年間60日は午前8時)
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分～午後9時30分  
 (年間60日は午前8時30分～午後10時30分)  
 (変更後) 午前8時30分～午後9時30分  
 (年間60日は午前7時30分～午後10時30分)
  - (4) 駐車場の出入口の位置と数  
 (変更前) 5か所  
 (変更後) 4か所
- 6 変更年月日
  - (1) と (4) 平成20年4月1日
  - (2) と (3) 平成24年6月29日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成24年6月28日
  - (2) 公告縦覧期間 平成24年7月20日～平成24年11月20日
  - (3) 説明会 平成24年8月2日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 成田市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：11,284㎡
- 2 駐車場の収容台数：402台
- 3 駐輪場の収容台数：180台
- 4 荷さばき施設の面積：180㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：58㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
 (年60日は午前8時)  
 閉店時刻：午後9時  
 (年60日は午後10時)
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時30分～午後9時30分  
 (年60日は午前7時30分～午後10時30分)
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
 午前8時30分～午後5時

第2 県の意見

「意見なし」 平成24年12月6日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻（昼間）の1時間の繰上げとそれに伴う駐車場利用時間の延長、及び駐車場の位置の変更と出入口の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく成田市からの意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。